本号で公布された法令のあらまし

◇道路法施行令の一部を改正する政令（政令第四百四十四号）（国土交通省）

1　占用料の額の改定

指定区間内の国道に係る占用料の額を改定する。（別表関係）

2　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇漁業災害補償法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四百四十五号）（農林水産省）

漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（政令第四百四十六号）（農林水産省）

1　漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業等に関する所要の規定の整備

漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業及びその対象とする漁業の種類による区分について定めるとともに、漁獲・特定養殖共済の創設に伴うその他の所要の規定の整備を行う。（第五条、第六条、第十一条、第十二条及び第十七条関係）

2　漁獲・特定養殖共済の共済限度額の算定に関する特約の対象となる漁業の種類の漁業に関する規定の整備

漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類の漁業に係る生産金額を同共済の対象となる漁業の種類の漁業に係る生産金額に加えることができる特約の対象となる漁業の種類の漁業は、共同漁業権に基づく漁業法第六十条第五項第一号の第一種共同漁業（漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業を除く。）に属する漁業の種類である漁業とする。（第十六条関係）

3　養殖共済の対象とする漁業の追加等

養殖共済の対象とする養殖業及びその対象とする養殖業の種類による区分について定めるとともに、養殖共済の対象とする養殖業としてひらめ養殖業、その対象とする養殖業の種類による区分としてひらめ陸上養殖業を追加等し、これに伴い、疾病の共済事故としない養殖業への追加、当該養殖業の再共済区分及び保険区分への追加並びに当該養殖業に係る共済掛金の補助率等の追加等を行う。（第十八条から第二十条まで、第二十五条第一項及び第二項、第三十五条並びに第四十四条第四項関係）

4　養殖施設ごとに共済金の支払を判断する特約の導入に伴う規定の整備

養殖施設ごとに共済金の支払を判断する特約の対象とする養殖業の種類を定めるとともに、同特約において共済金を支払うものとする割合及び同特約において共済金を支払わないものとする割合を百分の八十とすることを定める。（第二十五条第四項及び第五項関係）

5　二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済に係る連合会の再共済金額における団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法に関する規定の整備

二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約が対象とする漁業の種類のうち主要なものに係る漁獲・特定養殖共済についての漁業共済事業により組合が負う共済責任に係る危険の態様を勘案して定めなければならないものとする。（第三十五条関係）

6　共済契約における保険区分に関する規定の整備

二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約にあっては、その対象とする漁業の種類のうち主要なものに係る共済契約についての再共済契約に係る再共済責任及び当該漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約（連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る共済責任の保険をもって一の区分とするものとする。（第三十八条関係）

7　共済契約における共済掛金への国庫補助に関する規定の整備

二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済の共済契約者に係る共済掛金の補助の要件は、当該共済契約に係る当該漁業の種類に第二号漁業又は特定養殖業に属する漁業の種類が含まれないこととする。（第四十四条第一項関係）

8　その他

その他所要の規定の整理を行う。

9　附則

⑴　この政令は、一部の規定を除き、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　その他関係政令について所要の改正を行う。（附則第二項関係）

◇海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四百四十七号）（内閣府本府）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四百四十八号）（内閣府本府）

第１　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令の一部改正

1　題名について

題名を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令」に改正する。（題名関係）

2　計画に記載すべき情報の管理に関する事項に係る区域について

公募占用計画及び海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に記載すべき情報の管理に関する事項に係る海域の上空及び海底の区域に関する規定を新設する。（第六条及び第八条関係）

3　設置禁止の例外となる海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備について

排他的経済水域における設置の禁止の対象となる設備から除かれる海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に関する規定を新設する。（第七条関係）

第２　国土交通省組織令の一部改正

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。（第百六十二条関係）

第３　環境省組織令の一部改正

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものに関することを、大臣官房及び大臣官房地域政策課の所掌事務として追加し、水・大気環境局及び自然環境局の所掌事務から海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の規定による調査に関する事務を除く。（第三条、第五条、第六条及び第十九条関係）

第４　施行期日

この政令は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四百四十九号）（内閣官房）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。